

愛知県立学校管理規則の一部改正について

このことについて、愛知県立学校管理規則の一部を改正したいので、別添案を添えて
請議します。

令和8年3月26日提出

教育長 川 原 馨

説 明

この案を提出するのは、愛知県立中学校(愛知県立愛知総合工科高等学校附属中学校、愛知県立時習館高等学校附属中学校、愛知県立いちのみや中学校、愛知県立とよた中学校、愛知県立豊田西高等学校附属中学校、愛知県立西尾高等学校附属中学校、愛知県立こまき中学校及び愛知県立日進高等学校附属中学校)を設置すること及び愛知県立小牧特別支援学校に副校長を置くことに伴い、所要の改正を行う必要があるからである。

愛知県立学校管理規則の一部改正の概要

1 改正の概要

令和8年4月に愛知県立中学校(愛知県立愛知総合工科高等学校附属中学校、愛知県立時習館高等学校附属中学校、愛知県立いちのみや中学校、愛知県立とよた中学校、愛知県立豊田西高等学校附属中学校、愛知県立西尾高等学校附属中学校、愛知県立こまき中学校及び愛知県立日進高等学校附属中学校)を設置すること及び愛知県立小牧特別支援学校に副校長を置くことに伴い、所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 併設中学校として、愛知県立愛知総合工科高等学校附属中学校始め5校を加える。
- (2) 愛知県立日進高等学校附属中学校において、特別の教育課程を編成することができることとする。
- (3) 夜間中学として、愛知県立いちのみや中学校始め3校を加える。
- (4) 愛知県立小牧特別支援学校に、知的障害と肢体不自由のいずれかの障害種に関する校務をつかさどる副校長を置く。

3 施行期日

令和8年4月1日

愛知県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

愛知県教育委員会教育長 川原 馨

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県立学校管理規則の一部を改正する規則

愛知県立学校管理規則（昭和三十二年愛知県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「愛知県立とよはし中学校」の下に「、愛知県立いちのみや中学校、愛知県立とよた中学校及び愛知県立こまき中学校」を加え、「(昭和二十二年文部省令第十一号)」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 愛知県立日進高等学校附属中学校にあつては、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十九条において準用する同令第五十六条の規定に基づき、特別の教育課程を編成するものとする。

第十条第一項中「及び愛知県立にしお特別支援学校」を「、愛知県立にしお特別支援学校及び愛知県立小牧特別支援学校」に改め、同条第二項中「愛知県立にしお特別支援学校」の下に「及び愛知県立小牧特別支援学校」を加える。

別表第二愛知県立明和高等学校附属中学校の項の次に次の二項を加える。

愛知県立愛知総合工科高等学校附属中学校	愛知県立愛知総合工科高等学校
愛知県立時習館高等学校附属中学校	愛知県立時習館高等学校

別表第二に次の三項を加える。

愛知県立豊田西高等学校附属中学校	愛知県立豊田西高等学校
愛知県立西尾高等学校附属中学校	愛知県立西尾高等学校
愛知県立日進高等学校附属中学校	愛知県立日進高等学校

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

愛知県立学校管理規則の一部改正新旧対照表

新

(教育課程の編成)

第二条 略

2| 愛知県立日進高等学校附属中学校にあつては、学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第七十九条において準用する同令第五十六条の規定に基づき、特別の教育課程を編成するものとする。

3| 愛知県立とよはし中学校、愛知県立いちのみや中学校、愛知県立とよた中学校及び愛知県立こまき中学校にあつては、学校教育法施行規則第七十九条において準用する同令第五十六条の四の規定に基づき、特別の教育課程を編成するものとする。

4| 略

5| 略

6| 略

(副校長)

第十条 中学校並びに愛知県立刈谷東高等学校、愛知県立新城有教館高等学校、愛知県立にしお特別支援学校及び愛知県立小牧特別支援学校に、副校長を置く。

2 副校長は、校長の監督を受け、中学校にあつては校務を、愛知県立刈谷東高等学校にあつては通信制の課程に関する校務を、愛知県立新城有教館高等学校にあつては愛知県立新城有教館高等学校作手校舎に関する校務を、愛知県立にしお特別支援学校及び愛知県立小牧特別支援学校

旧

(教育課程の編成)

第二条 略

2| 愛知県立とよはし中学校にあつては、学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第七十九条において準用する同令第五十六条の四の規定に基づき、特別の教育課程を編成するものとする。

3| 略

4| 略

5| 略

(副校長)

第十条 中学校並びに愛知県立刈谷東高等学校、愛知県立新城有教館高等学校及び愛知県立にしお特別支援学校に、副校長を置く。

2 副校長は、校長の監督を受け、中学校にあつては校務を、愛知県立刈谷東高等学校にあつては通信制の課程に関する校務を、愛知県立新城有教館高等学校にあつては愛知県立新城有教館高等学校作手校舎に関する校務を、愛知県立にしお特別支援学校にあつては知的障害又は肢体不

にあつては知的障害又は肢体不自由のうち教育委員会が指定するいずれかの教育の対象とする障害種別に関する校務をつかさどる。

別表第二(第二条関係)

中学校の名称	高等学校の名称
愛知県立明和高等学校附属中学校の項略	
愛知県立愛知総合工科高等学校附属中学校	愛知県立愛知総合工科高等学校
愛知県立時習館高等学校附属中学校	愛知県立時習館高等学校
愛知県立半田高等学校附属中学校の項から愛知県立刈谷高等学校附属中学校の項まで略	
愛知県立豊田西高等学校附属中学校	愛知県立豊田西高等学校
愛知県立西尾高等学校附属中学校	愛知県立西尾高等学校
愛知県立日進高等学校附属中学校	愛知県立日進高等学校

自由のうち教育委員会が指定するいずれかの教育の対象とする障害種別に関する校務をつかさどる。

別表第二(第二条関係)

中学校の名称	高等学校の名称
同上	同上